

# 11月教育委員会会議シナリオ案

日時：令和2年11月19日 午後2時10分

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和2年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日の会議から新任の和泉委員が出席されていますので、一言、御挨拶をいただきたいと思っております。</p>
和 泉 委 員	<p>この度、委員を拝命いたしました和泉研二です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>教育委員会の使命と言いますのは、やはり「子どもたちの健やかな成長を実現させること」であり、それを支えている教員の皆様、その教員を支えている関係者や地域の皆様に支えるのが、教育委員会に加わった私に課せられた使命だと思っております。現場の様子を見させていただきながら、感じたこと、疑問に思ったこと、率直な意見を出させていただき、「地域教育力日本一」を目指す山口県の教育に携わる一員として、誠心誠意務めていく所存でございます。</p> <p>どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長	<p>よろしくお願ひいたします。それでは、本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>宮部委員と頼原委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案に入ります。</p> <p>それでは、議案第1号から第4号までは関連がありますので、まとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）に係る意見の申し出について」御説明します。資料は議案書6ページの「令和2年度11月補正予算（案）の概要」を御覧ください。</p> <p>1の「給与関係費」ですが、今回の改正は教職員給与費について、去る10月28日に実施された山口県人事委員会の勧告を受けまして、給与改定に係る所要の補正を行うものです。今回の勧告を受けまして、[主な増減要因]の表にありますように、まず、期末手当につきましては支給割合を年間0.05月分引き下げることに伴い、2億3,444万3千円の減額を、また、期末手当の引き下げ改定に伴う共済費の減として、3,733万4千円の減額となっております。以上によりまして、合計で、2億7177万7千円の減額補正を行うものです。</p> <p>次に、「2 債務負担行為の設定について」ですが、青少年教育施設等5施設におきまして、令和2年度での指定管理期間の満了に伴い、次の、令和3年度から7年度までの5年間を期間とする指定管理契約を締結することとしており、そのため、指定管理料の債務負担行為の設定を行うものです。具体的な内訳につきましては、5年間の指</p>

	<p>定管理料の上限額として、それぞれ御覧の表に掲げるとおりです。なお、関係施設の指定管理者を指定する議案については、後程、議案第6号以下で、御審議いただくことにしています。</p> <p>議案第1号については、以上です。</p> <p>次に、議案第2号、3号及び第4号については、給与改定に関する条例改正であり、関連がありますので、一括して説明いたします。まず、議案第2号及び3号について、議案資料の11ページをお開きください。</p> <p>1の「改正の趣旨」についてですが、議案第1号と同様、人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例や一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。「2 改正の概要」についてですが、(1)のとおり、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げます。なお、令和2年度については、12月期の支給割合を現行から0.05月分引き下げ、令和3年度以降については、6月期及び12月期の支給割合を現行からそれぞれ0.025月分引き下げます。(2)の「施行期日」についてですが、公布の日から施行しますが、令和3年度以降の支給割合については、令和3年4月1日から施行することとします。</p> <p>続いて、資料の15ページをお開きください。議案第4号について御説明いたします。</p> <p>「1 改正の趣旨」についてですが、先ほど御説明した人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定を踏まえて、特別職関係の条例を改正しようとするものです。「2 改正の概要」についてですが、2の(1)のとおり、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げます。なお、令和2年度については、12月期の支給割合を現行から0.05月分引き下げ、令和3年度以降については、6月期及び12月期の支給割合を現行からそれぞれ0.025月分引き下げます。(2)の「施行期日」について、公布の日から施行しますが、令和3年度以降の支給割合については、令和3年4月1日から施行することとします。以上が、議案第2号から第4号の説明です。</p> <p>以上のとおり、県教委関係の11月補正予算案、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第1号から第4号までについて説明がありました。御意見、御質問はありますか。
教 育 長	議案第1号から第4号までについて、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号から4号までを承認いたします。 続いて、議案第5号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次に、議案第5号の「物品の買入れについての意見の申出について」御説明します。議案書19ページを御覧ください。 買入れ物品の概要ですが、生徒用タブレットパソコンの充電保管庫1式・603台を整備するものです。 この物品購入に関しましては、6にございます7社の入札参加がございまして、10月16日一般競争入札を行っております。その結果、「株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション」が消費税を含めまして4,377万7千8百円で落札しており、納期限を令和3年3月19日といたしまして同社と買入契約を締結するものです。 これら契約の締結につきましては、予定価格が7,000万円以上の動産の買入れでありまして、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、県議会に付議すべき議案でございます。 県議会への議案提出に際しまして知事から意見照会があり、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたくお諮り申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第5号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
<p>顔 原 委 員</p>	<p>生徒用タブレットパソコンについてですが、今、気になるのがコロナの再拡大でもしかしたら休校になって、家でそういったパソコンを使うような可能性。そうでなくても、学校によってはパソコンを持ち帰って、それを使って学習ということも考えられるとは思いますが、持ち帰るときに破損とか、自転車通学する学生さんには想定されるんですけど、そうなってしまった時の補償の話で、例えば全額学生さんが負担するということになってしまうと、持ち帰ることを拒否する学生さんも出てくるのではと思います。そういった対応を保険とかで出来るのかということと、タブレットパソコンを使っていると視力低下も想定されますので、ブルーライトをカットするための保護フィルムを付けるなどの対応が出来るのか。実際に運営する中で、こうしたいろんな問題が出てくるとは思いますけど、そういった事に対応して頂ければと思います。 それと最近、デジタル教科書が話題になってはいますが、なかなかその一気にそうはならないと思います。一方で教材が増え、その重さで小学校低学年のお子さんが腰痛になるなどの負担も増えているといわれています。例えば一部は紙の教科書、一部はデジタル教科書、というふうに分けてそういう負担を軽減するとか、デジタル教科書ならではの活用法も今後、御検討頂けたらと思います。</p>

教 育 長	3点ほどありましたが。
教育政策課長	<p>まず、機械の破損の問題ですが、基本的に故意や過失があった場合は各家庭で負担していただきますが、保険がだいたい2,000円前後くらいで出ているらしく、学校単位で加入する話もありますので、そういうものについて検討しているところでございます。</p> <p>ブルーライト等への対応については、長時間の使用ということもありますので、情報モラル教育の中でしっかりとしていきます。ハード面としては、ブルーライトをカットするフィルムが今回付いていませんけど、それも含めて今後の検討課題にしたいと思います。</p> <p>最後の御指摘ですが、確かにいろいろと本が重いことはあります。デジタル教科書の導入について、現時点ではまだ検討段階で、どういうものが入れられるかは決まっていません。ただ、他県の高校とかでデジタルの辞書をコンピュータに入れることをやられている。佐賀県なんかはその例ですね。そういった事も今後、検討していけたらと思います。</p>
教 育 長	今回の議案はパソコンの保管庫のことですね。今の質問は「パソコンの購入に伴って」ということでしたが、他にはありますか。
官 部 委 員	落札価格が予定価格の半額。物品についてはたぶん下限がないと思いますが、元々の予定価格ですよ。安ければ安くてもいいのですが、元々の価格設定はどのくらいだったのですか。
教育政策課長	今回、かなり安い金額になって、このままなら8万くらいの状態になっています。当初考えていたのが定価ベースで20万以上でしたが、研究指定校についてはもっと少量で入札しておりまして、その金額がかなり低くなったので、実際の定価と売価にかなり差があることが分かっています。そのことから、今回の入札にあたって県内の業者複数社から見積もりをとって、それをもとに算定しておりましたが、比較した結果、「株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション」から、最後の「株式会社マルブン」のようにかなり大きな差が出たということです。
官 部 委 員	結局、見積もりはおとりになっているということですね。
教育政策課長	その平均とかで予定価格は設定させていただいております。
和 泉 委 員	県内高校は今、53校ということでしたが、ここに名前がない高校は先ほど御説明があった研究指定校とか何かで、もう既に入っているという理解でよろしいでしょうか。
教育政策課長	先ほど説明しました研究指定校として入れているところもあれば、持ち帰りなどの関係で、例えば保管場所がないということもある。各教室に保管庫を置くことを前提にしているんですが、そうでなくて別

	<p>のところに保管するため、今回は対象にしていなかったところもあります。個別に対応していますので、今回対象に入れた学校はまとめて入れるということで手を挙げられた学校について、購入というかたちをとっています。ただ、必要があると言われた学校については、全ての学校で購入する方向で進めております。</p>
佐野委員	<p>先ほど、タブレットの補償の話が出たんですけど、保管庫のほうは何か保証期間があったり、修理対応できたりする内容なのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>保管庫についてはいわゆるオートロッカーみたいな形で、そこにタブレットを入れ、充電用の白いタップにケーブルを差して充電します。42台同時に入れられるスチール製の保管庫になっていますけど、42台一気に充電することでブレーカーが落ちてはいけなないので、10台ずつ順番に充電していく機能もあります。構造としては凄く簡易的なものなので、それ以上の保証をつけるというのは考えておりません。</p>
教育長	<p>あまり壊れるようなことはなさそうですが。</p>
佐野委員	<p>たぶんかなり長期間使用することになると思うので、どこか部品だけ替えるとかありますか。</p>
教育政策課長	<p>今回は「充電保管庫一式」とあるように、スチール製のロッカーと充電用の電源とでパーツが分かれています。おそらく外面は家具と同じように長期使用することも出来るかと思いますが、電気的なものはやはり、5年とか10年とかすれば壊れるかもしれませんが、その場合は部品交換という対応になるかと思います。</p>
教育長	<p>議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認</p>
教育長	<p>それでは、議案第5号を承認いたします。 続いて、議案第6号から10号までについて、社会教育・文化財課から続けて説明をお願いします。</p>
社会教育・文化財課長	<p>それでは、議案第6号から第10号までの「公の施設に係る指定管理者の指定についての意見の申出について」一括して御説明いたします。資料は議案集の20ページから44ページになりますが、資料の45ページに5つの議案について、一括して一覧表としてまとめておりますので、こちらを御覧ください。 この5つの議案は、先ほど、補正予算の債務負担行為でも説明がありましたが、4カ所の青少年自然の家と埋蔵文化財センターについて、令和3年4月1日からの指定管理業務を行う指定管理者の指定について、県議会への議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、</p>

	<p>「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>まず、各施設の指定管理者ですが、議案第6号「油谷青少年自然の家」は「株式会社F E E L（フィール）」、議案第7号「秋吉台青少年自然の家」、議案第8号「十種ヶ峰青少年自然の家」、議案第9号「由宇青少年自然の家」、議案第10号「埋蔵文化財センター」は、いずれも「公益財団法人山口県ひとづくり財団」としております。</p> <p>選定方法につきましては、表の一番下にある「5 指定管理者決定の経緯」に記載しておりますとおり、議案第8号以外は全て公募で、議案第8号の「十種ヶ峰青少年自然の家」は非公募の単独指定でございます。</p> <p>公募状況ですが、第6号の「油谷青少年自然の家」には2団体から、その他は1団体、「山口県ひとづくり財団」から応募があり、これを外部有識者等で構成する指定管理者選定委員会で審査を行い、選定したところでございます。</p> <p>指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で、業務の内容は4にお示ししているとおりでございます。</p> <p>以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま社会教育・文化財課から議案第6号から第10号までについて説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>5年間の指定管理ということでございます。</p>
官 部 委 員	<p>十種ヶ峰だけ非公募ですが、理由は何でしょうか。</p>
社会教育・文化財課長	<p>これについては、資料の36ページを御覧ください。「5 非公募の単独指定とした理由」に記載していますが、一番の理由として、十種ヶ峰には「森のチャレンジコース」というロープや丸太などで構成されている大型の施設があり、そこで行う専門的プログラムを安全かつ適切に実施するためには専門性の高い人材、具体的には専門実習を終えた人材が安全管理を行う、そのための職員が必要になります。これを実施できる体制が整っているのが「山口県ひとづくり財団」だけですので、十種ヶ峰だけ単独指定になったわけでございます。</p>
佐 野 委 員	<p>ちょっと語句について教えて頂きたいんですが。「債務負担行為」って限度額が指定されていますけど、指定されている5年間でこの限度額の範囲内でやりくりをしてください、ということでしょうか。</p>
社会教育・文化財課長	<p>おっしゃる通りです。当然、県の予算といいますか、行政の予算の場合は予算単年度主義というところですけど、5年間で契約をし、限度額を示してその中で議会の議決を受けなさい、というかたちになっております。ですので、それを上限額として、毎年度予算を計上をして、令和3年度予算から毎年度予算計上していくかたちになります。</p>

教 育 長	議案第6号から第10号までについて、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	それでは、議案第6号から第10号までを承認いたします。続いて、議案第11号について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	<p>議案第11号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について」御説明いたします。資料の49ページを御覧ください。</p> <p>案件の概要ですが、令和2年7月31日（金）、山口県教職員光住宅敷地内において、校務技士が草刈り作業中に飛散した小石が駐車中の車両に当たり、この車両が損傷したことに對しまして、過失による損害賠償の額を定めるものでございます。</p> <p>草刈り作業の飛散物に対する措置として、駐車場の車両の移動が不十分だったことにより車両が損傷したことから、過失がないとすることは困難であり、過失割合については、県側100%とし、車両修理費102,850円を損害賠償額とするものです。</p> <p>本件については、知事が地方自治法第180条第1項に基づく専決処分を行い、同条第2項の規定により議会に報告するに先立って、教育委員会への意見照会があったものでございまして、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して「異存ない」旨の意見を申し出ましたので、御報告の上、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第11号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
佐 野 委 員	草刈りの損害賠償ってたまにあるんですけど、よく、県道で草刈りをする時、ネットを設置して作業するのを見かけます。そういう飛散防止のネットは利用されていないでしょうか。
教育政策課長	<p>今回の案件については車両を移動させ、車両側に背を向け、飛散防止のためのガードみたいなものを付けたうえで作業をする対応はしましたが、先ほど言われましたような大掛かりなフェンスの対応はしていません。</p> <p>学校によっては校務技士の方が1人おられて、その方が全てをやられることが多いので、そういう対応になっています。</p>
佐 野 委 員	簡易的なフェンスを草を刈りながら移動されたり、別の誰かがフェンスを持っていたりすることもあるので、よく事故が起こるようであれば、それも考えられてもいいのかなと思います。

教 育 長	議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	<p>それでは、議案第11号を承認いたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>「令和3年度教職員人事異動方針」を、お手元の資料50ページのとおり定めましたので、概要について御報告します。</p> <p>この人事異動方針は、今年度末の人事異動を行うに当たっての基本方針を示したものです。昨年度から変更はありません。</p> <p>まず、人事異動の基本的な考え方ですが、本県の教育目標である「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。</p> <p>このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>「1」ですが、教職員全体について、専門性や教職員構成等を踏まえて、適切な配置を進めることとしています。</p> <p>続いて「2」ですが、管理職の採用・昇任について、多様な教職経験を有し、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現のために活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。</p> <p>「3」ですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、計画的な配置を行うこととしています。</p> <p>最後の「4」ですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していきます。</p> <p>こうした方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。なお、この異動方針は、今月末に全ての公立学校の教職員に周知することとしています。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
和 泉 委 員	<p>人事に関して御苦勞のことと思いますが、ちょっと教えて頂きたい。「4」に「交流を推進する」とあり、今、小学校・中学校での人事交流はよく聞きますが、高校籍の教員が中学校に、みたいな人事交流は実際、どのぐらいありますか。</p>

教職員課長	中学校から高校へ、という人事交流がないわけではなく、それぞれの専門性等を考慮して、人事交流をする例もあります。特別支援学校と高校の人事交流についても実例があります。もちろん小学校と中学校の人事交流もあります。数については、ちょっとここでは把握できておりません。
和泉委員	今後それを推進する方向で、ということによろしいでしょうか。
教職員課長	資料にもお示ししておりますけど、そういった校種間の交流についてもひとつのポイントとして考えておりますので、行っていきたいというふうに思います。
教育長	高等学校と中学校の人事交流は今、積極的に進めていますかね。
教職員課長	こういった積極的な人事交流を「仕組み」として行っていることはありませんが、結果としてそういう交流人事があるということでございます。
教育長	小学校・中学校のほうは進んでいますよね。特別支援のほうも進んでいますよね。この文章はそういう書き方ですよ。
和泉委員	「コミュニティ・スクール」が中学校区を中心に成り立っていて、今度は高校の「コミュニティ・スクール」設置率100%となって、それで交流が進められるのかな、といった感じで読んだのですが。
教職員課長	「県立学校コミュニティ・スクール設置率100%」を達成しておりますが、それによってそういった中学校・高校間の人事交流をさらに進めるといったことではございません。
小崎委員	今の質問にちょっと付け加えますが、人事交流というのは長期研修と思って良いですか。例えば中学校の先生が1年間、小学校に研修へ行き、逆に小学校の先生が中学校へ行くということでしょうか。
教職員課長	「研修」というかたちで何年か決めて、交流を行うものもありますが、通常の人事異動の中で校種を越えた異動というものもあります。
小崎委員	異動したまま小学校の先生になるのではなくて。例えば「来年度は1年間、ずっと小学校にいてくださいね」みたいな感じでしょうか。
教職員課長	小学校の教諭が小学校に籍を置いたまま中学校へ行くのではなくて、中学校に異動するというにはなりますが、異動する時に研修としての異動と、いわゆる人事交流によって人事異動する場合があります。その異動の場合には籍も変わりますので、籍を置いたまま異動することとは違います。

小 崎 委 員	それってなんか、希望とかありますか。その先生が「私、中学校へ行きたいです」とかってないんですか。
教 職 員 課 長	人事異動全般に言えることですが、本人の希望も踏まえながら教育委員会のほうで人事を検討することになります。
小 崎 委 員	今からは校種間連携って大切になるとは思いますが、例えば「じゃあ、あなたはここへ行ってくださいね」と言われ、「えっ、私」となるよりかは、「ぜひ違う学校へ行ってみたい」という先生の希望を優先的に取られているのかな、と思いました。やはり、思いもよらない人事という方もいらっしゃるかと思しますので。
教 職 員 課 長	人事異動については本人の意向も踏まえた上で、教育委員会事務局が配置を決定する流れで進めてまいります。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のおりとします。 続いて報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	資料5 1 ページからになりますが、10月28日と11月5日に人事委員会から議会及び知事に対して行われた「令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要について、御報告します。 まず、10月28日の人事委員会勧告は、枠囲みにありますとおり、特別給（いわゆるボーナス）について、引下げ改定とされたところです。 県の人事委員会が実施した調査結果では、1の（2）にありますように、民間事業所で支払われた支給割合は4.45月分となっております。この調査結果と国の人事院勧告の内容等を勘案して、2の（1）にありますように、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げることが必要とされています。 次に、資料の55ページをお開きください。11月5日に行われた人事委員会の報告では、枠囲みにありますとおり、月例給（給料表及び諸手当）の改定はなし、とされたところです。 本年4月時点における、民間給与と県職員の給与との差は、1の表のとおり、民間の方が190円、0.05%ほど高くなっています。この調査結果と国の人事院報告の内容等を勘案して、2の（1）にありますように、人事院が月例給の改定を行わない旨を報告したことも踏まえ、月例給の改定を行わないことが適当とされています。 以上でございます。
教 育 長	ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
教 育 長	それでは、報告事項2については、以上のおりとします。 続いて報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。

<p>高校教育課長</p>	<p>「令和3年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について」御報告いたします。会議資料の57～61ページにかけて、この概要についてまとめたものをお示ししております。なお、教育委員の皆様には、実施要領の冊子をお配りしていることと思います。</p> <p>本実施要領は、7月13日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月26日に発表したところでございます。</p> <p>まずは57ページの2、公立高等学校入学者選抜の第一次募集についてです。(1)にあります通り、学力検査は3月9日(火)に行い、(4)にありますように、国語、数学、英語、社会、理科の順で行うことにしています。58ページの(8)ですが、6月の定例教育委員会会議において御説明しました通り、中学校等で臨時休業が実施されたことを踏まえ、この度の学力検査では全ての教科に選択問題を設定するとともに、学校指定教科検査を中止することとしています。</p> <p>次に3の「推薦入学」ですが、面接等は2月9日(火)に実施いたします。</p> <p>そして59ページ、「4 下関双葉高等学校特別入学者選抜」、「5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜」及び60ページの「6 第二次募集」について、日程以外に変更はございません。</p> <p>最後に61ページを御覧ください。ここでは県立特別支援学校高等部の実施要領について、主な内容をお示ししております。3にありますように、3月2日(火)に検査を実施いたします。</p> <p>なお、令和3年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、先般11月11日に、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした、本実施要領に関する説明会を行い、記載内容の周知を図ったところであります。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>新型コロナウイルスの感染等が大変心配されるところですけど、万全を期して実施したいと考えています。</p>
<p>穎 原 委 員</p>	<p>そういうリスクを避けるために、会場の入り口とかで検温などの対応はされると思いますが、熱が出ている人に帰ってもらう、というのはちょっと難しいかと思いますが。そのための対応策はあるでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>試験当日の新型コロナ対応策等としては、今、具体的なものを検討しているところです。来月には各中学校・高等学校に対応を降ろそうと思っています。現段階の考えとして、当日の検温をその場ですというのは、大勢の人間が1ヶ所に集まりますので、それについては難しいだろうと思われしますので、受験者やその保護者の責任で体温を測ってもらう方向で考えています。</p>

佐野委員	<p>新型コロナ関連ですけど、入試だと少し無理してでも受験する方もおられる。万が一、受験会場でクラスターが発生したとき、当日、どなたかが試験を受けに来たというのは分かっているでしょうから、その方々に連絡する態勢は整えるのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>試験会場は受験者番号ごとに部屋を作りますので、受験者の把握というのは確実にできていると思っています。もし当日、健康状態に不安があるような受験者が無理して来るようなことがあれば、そういう方のための特別な部屋を用意して、別室受験させることも考えております。</p>
和泉委員	<p>子どもさんにとっては一生を左右する大事な試験となりますので、何事もなく、順調に実施できることを願っております。</p> <p>60ページに「第二次募集」とありますが、それを実施する学校って例えば、生徒さんが自らは新型コロナに罹ってなくとも、濃厚接触者となってしまった場合、2回目の試験等はなくて第二次募集を受験するということになりますか。</p>
高校教育課長	<p>山口県立高等学校では「追試験」を用意しないことになっており、第一次募集に出願したものの、当日受けられなかった、ということになれば、該当者の調査書を使って選抜を行います。もし不合格となれば、第二次募集で別の学校を受けてもらうことにしています。</p>
教育長	<p>離島から出願したものの、当日、波浪で船が止まったというような受験者についても、同じように調査書や資料を使って選考し、「追試験」というものがない様にやってきましたので、そのほうが良いということですよ。</p> <p>昨年度の高入試もコロナ禍のなかで実施しました。いろいろと何が起こるか分からないんですけど、そういう意味では各学校は経験しており、それを踏まえて今年度も対応されるのかなと思います。安心できないこともいっぱいありますが、万全を期していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて報告事項4について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>10月22日に「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の状況を発表いたしましたので、その概要について御説明いたします。資料は62ページから68ページとなります。</p> <p>発表項目は、「暴力行為」「いじめ」「小・中学校の不登校」「高等学校の不登校」「高等学校の中途退学」です。なお、お示ししている本県のデータは、全て国公立学校の合計になりますので御留意ください。</p>

まず、63ページ(1)「暴力行為」を御覧ください。

山口県における発生件数は742件で、平成30年度に比べ51件増加しました。児童生徒千人当たりの発生件数は5.4件であり、30年度と比べて0.5件増加しております。昨年と同様に全国数値を下回りました。発生件数の推移、形態別件数は、66ページの資料1にお示ししています。

次に63ページの(2)「いじめ」についてです。

いじめの認知件数は4,406件と、30年度に比べ290件増加しています。いじめの認知件数の増加については、各学校において、いじめを法が示す定義に沿って幅広く適切に認知した結果であり、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っているものが増えていく、と肯定的に捉えています。校種別では、小学校が2,906件と最も多く、全体の66.0%を占めています。いじめの態様について、全国的にそれぞれの校種で「冷やかしやからかい等」が最も多く、2番目に多い態様は、小・中学校では「軽くぶつかる・遊ぶふりをして叩く、蹴る」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」となっています。

次に、「小中学校の不登校」についてです。64ページ(3)を御覧ください。

不登校児童生徒数は、1,822人と、30年度に比べて317人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、全国数値を下回っているものの、17.9人と増加しています。校種別では、小学校は87人の増加、中学校は230人の増加となっています。小学校不登校の要因について、全国の状況は「無気力、不安」が多く、次に「親子の関わり方」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順となっています。中学校不登校の要因について、全国の状況は「無気力、不安」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」の順となっています。次に高等学校の不登校についてです。不登校生徒数は310人と、30年度より23人の増加となっております。出現率は全国的と比較して低い水準です。不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順となっています。

次に「高校中途退学」についてです。65ページ(4)を御覧ください。

県内の中途退学者は375人と、前年度に比べ175人の減少となっており、中途退学率は、全国と比較して低い水準となっています。中途退学の理由としては「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適合」となっています。

児童生徒の問題行動や不登校等については、全体として全国の数値を下回っており、これまで、心の教育の推進、組織的な対応、家庭・地域との連携などの取組を進めてきた成果と考えていますが、継続的に増加傾向にある、小学校の「暴力行為」、小・中学校の「不登校」「いじめ問題への対応」については、今後も生徒指導上の重点的に取り組むべき課題と捉えています。

今後とも、市町教育委員会をはじめ、関係機関との連携・協力の

	<p>下、研修等による教職員の資質向上や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家を活用した相談体制の充実などにより、生徒指導上の諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p>
教 育 長	<p>ただいま学校安全・体育課から報告事項4について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>山口県の数値が全国平均より下回ったと聞き、少し安心感はありませんが、だんだんと全国平均に近づいてきている感じもして、そこは残念だと思います。子どもたちの数が減ってきているにもかかわらず、発生件数が増えているのはかなり心配です。一般の方ですけど、昨年の人権意識調査では名誉棄損や侮辱、仲間はずれの件数が増えています。誹謗中傷や交流ができる環境が、SNS等の普及によって簡単にそれらが出来てしまいますので、その影響をかなり受けているだろう、と感じております。どこかでやってはいるはずなんですけど、名誉棄損などを食い止めるための対策が必要になってくると、この数値を見て思います。</p>
和 泉 委 員	<p>山口県が全国平均より下回っていることについて、私は素晴らしいなと思っていますが、62ページの「中学校の不登校」が全国平均とほぼ同じくらいで、プラス7.2と、ここだけ増えているように見えるんですけど、そのへんの要因とかは何かありますか。</p>
学校安全・体育課長	<p>不登校は中学校に限らず、全般的に増えております。全国でも増えている傾向で、しっかりと受け止めていかなければならない課題だと思っています。件数が増えているということでこの調査とは別に、市町教育委員会と不登校の情報共有をするようにしています。不登校の傾向として、「生活リズムが乱れている」「漠然とした人間関係に対する不安がある」「学校以外への興味・関心の高まり」といったものがあると聞いておりますが、なぜ中学校が全般的に増えているのか。ひとつには平成28年の「教育機会均等法」での方針として、それまでは「ゴールとして、学校復帰をめざす」としていたところから、「社会的自立を目指すことが大事である」と方向転換したのが影響しているのではないかと、と市町教委の方々とも話をしているところですけど、今後、しっかりと原因等も共有し、考えながら取り組んでいきたいと思っています。</p>
和 泉 委 員	<p>コミスクに盛んに取り組んでいる山口県としては、ぜひ、その数値が下がるようにして欲しいと思います。</p>
佐 野 委 員	<p>この調査は昨年度のものであり、今年度はコロナの影響で子どもたちも含めてストレスをかなり抱えている人が多くなっていると思うので、この先、一層傾向が強まるのではないかとという心配をしています。子どもたちの行動により一層目を配っていただいて、対応して頂けたらと思います。</p>

教 育 長	それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は、令和2年12月17日（木）午後2時を予定しております。よろしく申し上げます。